

経済産業省関連 第193回国会（常会）提出予定法案等

	法案名	主な改正事項	備考
1	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案 <u>(原賠機構法改正)</u>	○ 1 F 廃炉のための積立金制度の創設	予算 関連
2	<地域未来投資促進法案> 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案	①「地域経済牽引事業計画」の承認制度の創設 ②同計画に係る事業に対する税制優遇措置、規制の特例措置等	
3	外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案 <u>(外為法改正)</u>	①無許可輸出者への罰則強化（罰金引上げ、法人重課規定の創設） ②輸出入規制における行政制裁（輸出入禁止措置）等の強化 ③対内直投の違反者に対する行政措置命令の権限の創設	
4	中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案（仮称） <u>(信用保険法等改正)</u> (信用保険法、信用保証協会法、競争力強化法、承継円滑化法の束ね法)	①大規模な経済危機、災害等により信用収縮が生じた場合に対処するためのセーフティネット保証（100%）の創設 ②小規模事業者・創業者向けの100%保証の付保限度額の引上げ ③中小企業の代表者個人が事業承継する際に必要となる株式取得資金等の付保対象化 ④信用保証協会が金融機関と連携して中小企業の経営改善を行う旨の規定の創設等	
5	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案 <u>(化審法改正)</u>	①新しい化学物質を製造・輸入する場合の全国上限量を、量(一律)から、排出係数(用途別)を考慮した環境排出量へ ②毒性が特に強い化学物質に係る公示制度、取扱事業者の取引の相手方に対する情報提供義務等の創設	
	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案 <u>(バーゼル法改正)</u>	①特定有害廃棄物等の範囲の見直し（輸出先の環境汚染防止のための確認基準を明確化する、廃電子基板等の輸入承認を不要とする等） ②認定を受けた再生利用（リサイクル）等事業者が処理する特定有害廃棄物等の輸入承認を不要に	環境省 提出

※上記のほか、国会承認案件として、北朝鮮との間の輸出・輸入禁止措置の延長の件がある。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案【原賠機構法】の概要

1. 背景

- 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所（1F）事故から約6年が経過する中、福島の復興・再生を一層加速していくため、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」を策定し（平成28年12月20日閣議決定）、必要な対策の追加・拡充を行うこととした。
- 1Fの廃炉・汚染水対策の安全かつ着実な実施は、福島の復興・再生の大前提であり、本基本指針に基づき、東京電力が廃炉の実施責任を果たしていくという原則を維持しつつ、国として、長期にわたる巨額の資金需要に対応するための制度を整備し、廃炉の実施をより確実なものとしていく必要がある。

2. 法律の概要

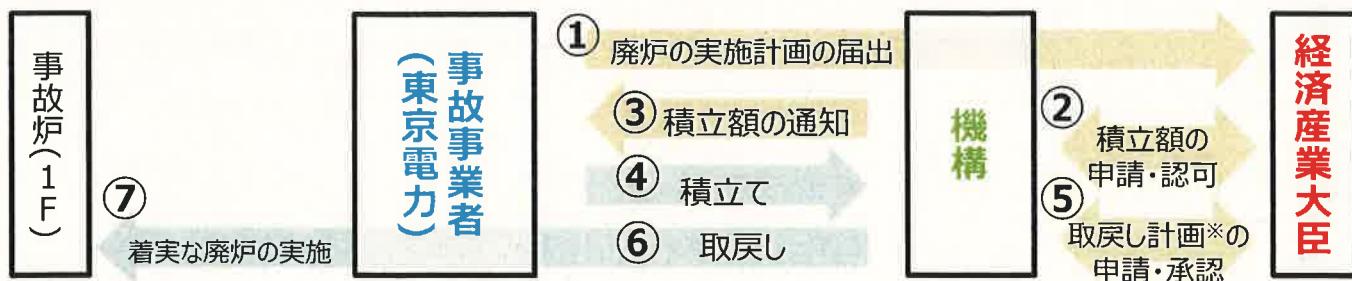
事故炉廃炉の確実な実施を確保するため、事故炉の廃炉を行う原子力事業者（事故事業者）に対して、廃炉に必要な資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構（機構）に積み立てることを義務づける等の措置を講ずる。

3. 措置事項の概要

(1) 積立金制度の創設

事故事業者に対して、事故炉廃炉に充てるために必要な資金を毎年度機構に積み立てる義務を課す。

- 積立て取戻し
- 事故事業者は、機構を経由して、**経済産業大臣**に廃炉の実施計画を届け出なければならない。（①）
 - その実施計画をもとに、機構は**経済産業大臣**の認可を受けて、毎年度、積立金の額を定め、事故事業者は同額を機構に積み立てなければならない。（②③④）
 - 事故事業者は、廃炉の実施に必要な資金の取戻しをする際、機構と共同して取戻し計画を作成し、**経済産業大臣**の承認を受けなければならない。（⑤）
 - 承認を受けた取戻し計画に基づき、事故事業者は、廃炉の実施に必要な資金の取戻しを行い、着実に廃炉を実施する。（⑥⑦）



(2) 事故事業者に対する立入検査

積立金の額の認可等にあたり必要な場合に、経済産業省又は機構の職員が事故事業者の本社や現場等へ立入検査を行うことを可能とする。

<地域未来投資促進法案>
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化
に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1. 背景

(1) 地域経済における事業環境の変化

- 近年、地域経済における事業環境の変化に伴い、産業・雇用の担い手は多様化。特に、今後成長が期待される分野として、①成長ものづくり分野（医療機器、航空機部品、新素材等）、②農林水産、地域商社、③第4次産業革命（IoT、AI、ビッグデータ活用）、④観光・スポーツ・文化・まちづくり関連、⑤ヘルスケア・教育サービス等が挙げられる。

(2) これまでの産業集積の成果と課題

- 現行法による制度は、企業立地等の促進による産業集積に一定程度寄与したと評価できるが、地域への経済的波及効果が十分に認められないこと、非製造業の事業者の多くが主要な支援措置の対象外であったこと等が課題。

(3) 支援の枠組みの最適化の必要性

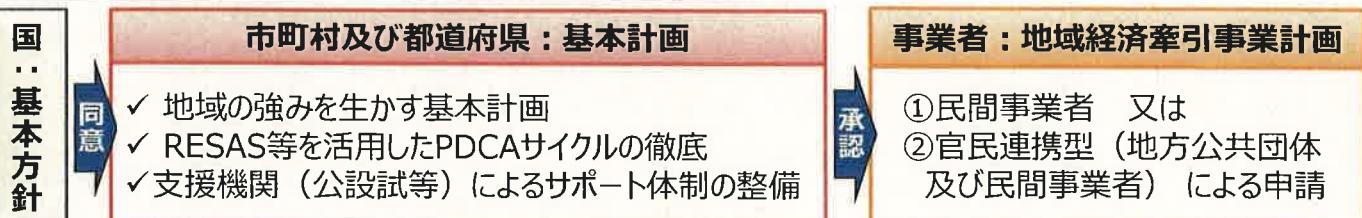
- 地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化すべく政策資源を集中することが重要。
○製造業のみならずサービス業等の非製造業を含む幅広い事業を対象とした支援措置が必要。

2. 法律の概要

地域の成長発展の基盤強化を図るため、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する「地域経済牽引事業」に係る計画を承認する制度を創設するとともに、当該計画に係る事業を支援するための措置等を講ずる。

3. 措置事項の概要

(1) 「地域経済牽引事業計画」に係る承認制度



※②の場合は、国が承認

(2) 承認された計画に係る事業に対する支援措置

①設備投資に対する支援措置

- ・設備投資減税
- ・地方税（固定資産税等）の減免に伴う補てん措置

②予算等の支援措置

- ・地方創生推進交付金の活用
- ・リスクマネーの供給（地域経済活性化支援機構（REVIC）等によるファンド創設）

③規制の特例措置等

- ・補助金等適正化法の対象となる財産の処分の制限に係る承認手続の簡素化
- ・農地転用許可及び市街地化調整区域の開発許可等に係る配慮

④その他

- ・事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続

1. 背景

- 事業の国際化の加速等に伴い、我が国の企業等が保有する安全保障に関する技術や貨物（機微技術等）の海外への流出の懸念が増大している。
- 我が国や世界の安全保障を維持していくためには、機微技術等について適切な管理を確保し、輸出入に係る制裁の実効性を強化するための制度の構築が必要である。

2. 法律の概要

機微技術等の厳格な管理を実現するとともに、輸出入に係る制裁の実効性を強化するため、輸出入規制における罰金の引上げや行政制裁の強化を行うとともに、対内直接投資規制の強化等の所要の措置を講じる。

3. 措置事項の概要

（1）輸出入・技術取引規制における罰則の強化

- ◆大量破壊兵器関連の貨物又は技術についての無許可の輸出又は取引や、制裁による輸出入規制の違反など、違反行為に対する罰金刑を引上げ。また、これらの違反行為を行った法人に対する法人重課制度を創設。

（2）輸出入規制における行政制裁等の強化

- ◆輸出入の禁止等の行政制裁を命じられた法人の役員等に対し、制裁の対象となった業務と同じ業務を営む別会社の当該業務を担当する役員等に就任することや、同じ業務を個人業として新たに開始することを禁止することができる制度を創設。
- ◆無許可輸出等の違反行為の調査のための立入検査の対象に、輸出業者等の関係人を追加。

（3）対内直接投資規制の強化

- ◆審査付事前届出制の規制対象に、外国投資家が他の外国投資家から非上場株式を取得する行為を追加（対象業種と審査の観点は、「国の安全を損なうおそれがある」関係に限定）。
- ◆無届けで対内直接投資等を行った外国投資家等に対し、国の安全を損なうおそれがある場合には、必要な措置命令（例：株式の売却命令）を行うことができる制度を創設。

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案【信用保険法等】の概要

1. 背景

- 信用補完制度は中小企業の資金繰りを支える重要な制度であり、中小企業がライフステージの様々な局面で必要とする多様な資金需要（小口、創業、承継等）や、大規模な経済危機、災害等により信用の収縮が生じた場合における資金需要等に一層対応できるものとしていくことが重要である。
- 他方、金融機関が過度に信用保証に依存することとなると、事業性評価融資やその後の期中管理・経営支援への動機が失われるおそれがあるとともに、中小企業においても資金調達が容易になることから、かえって経営改善への意欲を失う、といった副作用も指摘されている。
- このため、中小企業の資金需要に一層きめ細かく対応するとともに、信用保証協会と金融機関が連携して中小企業への経営支援を強化することで、中小企業の経営改善・生産性向上（経営の改善発達）を一層進める仕組みを構築することが必要である。

2. 法律の概要

信用補完制度を通じて、中小企業の経営改善・生産性向上（経営の改善発達）を促進するため、新たなセーフティネットとして危機関連保証の創設や小規模事業者等への支援拡充を行うとともに、信用保証協会と金融機関の連携による中小企業の経営の改善発達の支援の強化等の所要の措置を講じる。

3. 措置事項の概要

A. 中小企業信用保険法の一部改正

- (1) 大規模な経済危機、災害等により信用の収縮が生じた際のセーフティネット保証の機能強化
 - ・大規模な経済危機、災害等の事態に際して、**予め適用期限を区切って迅速に発動できる新たなセーフティネットとして危機関連保証を創設**（従来の保証限度額とは別枠で最大2.8億円の保証を実施）。
※保証割合は100%保証。
- (2) 小規模事業者への支援拡充
 - ・小規模事業者の持続的発展を支えるため、**特別小口保険の付保限度額を拡充(1250万円→2000万円)**。
※保証割合は100%保証を維持。

B. 創業・事業承継についての中小企業信用保険に関する法律の一部改正

- ・創業チャレンジを促すべく、**創業関連保証の付保限度額を拡充(1000万円→2000万円)**。
※保証割合は100%保証を維持。（産業競争力強化法の一部改正）
- ・事業承継を一層促進するため、法の認定を受けた中小企業の代表者個人が**承継時に必要とする資金(株式取得資金等)を信用保険の対象とする**。（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正）

C. 信用保証協会法の一部改正

(1) 信用保証協会と金融機関の連携等

- ・信用保証協会の**業務に中小企業に対する経営支援を追加**するとともに、業務の運営に当たっては信用保証協会と金融機関が連携する旨を規定。

※上記を踏まえ、以下の措置を実施。

- ①金融機関による信用保証の付かない融資（「プロパー融資」）を確保することが、その中小企業に対する金融機関の積極的な支援姿勢に直結することから、信用保証協会が、金融機関の「プロパー融資」の状況や経営支援の方針等を確認しながら保証を実施することにより、「保証付き融資」と「プロパー融資」を適切に組み合わせるリスク分担を行う。
- ②既存のセーフティネット保証制度のうち不況業種に対するもの（5号）については、金融機関がより前面に立てて経営改善や事業転換等が促されるよう、その保証割合（現行100%）については80%とする。

(2) 信用保証協会における出資ファンドの対象拡大

- ・信用保証協会が地方創生に一層の貢献を果たすべく、事業再生ファンドのみならず、**創業や中小企業の経営改善を支援することを目的とするファンドへの出資**を新たに可能とする。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 の一部を改正する法律案【化審法】の概要

1. 背景

(1) 少量多品種の機能性化学物質

○近年、我が国の化学産業は、少量多品種の機能性化学物質の生産に移行。新規化学物質の製造・輸入における少量／低量生産のための審査特例制度※のニーズが増加している。

※新規の化学物質を製造・輸入しようとする者は、原則として、事前に届出し、国による新規化学物質の毒性等の審査を受ける必要があるが、製造・輸入量が一定以下の場合は、当該審査が一部又は全部免除され、国による数量確認のみにより製造・輸入できる。

○審査特例制度では、各事業者が申し出た製造量の合計が一定量を超えた場合、①国が事業者間の製造・輸入量の数量調整を行い、その結果、②各事業者の製造・輸入量は按分で減じられる。

○このように、数量調整に伴い、事業者は製造・輸入量を予見できず、事業機会を失うケースが生じている。

(2) 毒性が特に強い化学物質の出現

○新規に届出のある化学物質の中には、近年、毒性が特に強いものが出現。

2. 法律の概要

化学物質による環境汚染の防止を適切に実施するため、新規化学物質の審査特例制度における製造・輸入数量の全国上限値を用途分類別の排出係数を導入した環境排出量とするとともに、新規化学物質のうち毒性が特に強いためその取扱いに関し特に注意が必要なものについて所要の措置を講ずる。

3. 措置事項の概要

A. 審査特例制度における全国数量上限の見直し

○用途別の排出係数を用いたリスク評価手法の確立を踏まえ、全国数量上限を、環境排出量換算の基準に見直す。
排出係数の例：芳香剤：1.0、液晶パネル：0.0012

〈現行制度〉

特例制度

少量新規制度

低生産量新規制度

全国数量上限

1トン（製造・輸入数量）

10トン（製造・輸入数量）

〈新たな制度〉

全国数量上限

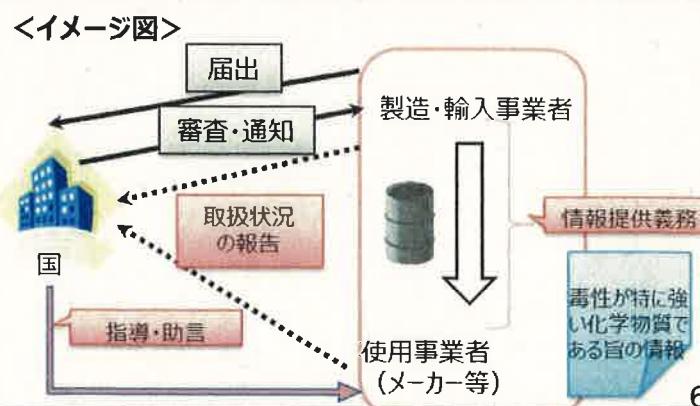
1トン（環境排出量換算）

10トン（環境排出量換算）

⇒ 全体数量上限の事実上の増加により、数量調整が行われるケースが減少し、事業者の予測可能性が確保されるとともに、製造・輸入量の増加が可能。また、数量調整に係る行政事務コストも減。

B. 毒性が特に強い新規化学物質の管理の見直し

- 新規の化学物質の審査において一般化学物質に該当するとされた化学物質のうち、毒性が強いものについては、国がその旨を公示する。
- また、取扱事業者に対し、譲渡等における情報提供の努力義務を課すとともに、主務大臣による当該事業者に対する取扱いの方法に係る指導及び助言の権限を創設する。



特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案 【バーゼル法】の概要

1. 背景

- バーゼル法は、有害廃棄物の環境上不適正な輸出入の防止を目的とするバーゼル条約の国内担保法。
- 平成4年の法制定から約25年が経過し、また、近年、非鉄金属二次資源の国際取引の増大に伴い、輸出・輸入ともに増加。こうした中で、以下のような事象・ニーズが出ている。
- 輸出では、①雑品スクラップの不適正輸出や輸出先国からの不法取引との通報（シップバック要請）の増加や②使用済鉛蓄電池等の輸出先での環境上不適正な取扱い事案が発生。
- 輸入では、廃電子基板等は、有用な金属を含んでおり、欧州連合等との国際的な資源獲得競争が激化。事業者からは、③輸入規制による競争上の不利な事業環境を解消すべきとの要望がある。
- 「日本再興戦略2016」においても、本年度中の検討と早期に必要な措置の実施が求められている。

シップバックされた
雑品スクラップ



不適正な輸出
事案が発生

廃電子基板等の
電子部品スクラップ



事業者からは
高い輸入ニーズあり

2. 法律の概要

有害廃棄物等の輸出規制の適正化や再生利用（リサイクル）等目的での有害廃棄物等の輸入規制の緩和を図るため、特定有害廃棄物等の範囲の見直し、再生利用等事業者の認定制度の創設による特定有害廃棄物等の輸入手続の緩和等の措置を講ずる。

3. 措置事項の概要

A. 「特定有害廃棄物等」の範囲の見直し

- 輸出先国の法令により有害廃棄物とされるものを、我が国においても特定有害廃棄物等として、輸出承認を要件化。あわせて、規制対象物を法的に明確化。（①）
- 途上国からの再生利用（リサイクル）等に適した廃電子基板等の輸入について、輸入承認を不要とするよう定義内容を見直し。（③）

B. 特定有害廃棄物等の輸出に係る規制の適正化

- 輸出先の環境汚染防止措置について環境大臣が確認する基準を明確化。（②）

C. 特定有害廃棄物等の輸入に係る再生利用等事業者の認定制度の創設

- 再生利用等事業者の認定制度を創設し、当該事業者が設置する施設で再生利用等を行う目的で輸入する特定有害廃棄物等の輸入承認を不要とする。（③）

北朝鮮との間の輸出・輸入禁止措置について

1. 北朝鮮に対する輸出入全面禁止措置の概要

- 北朝鮮に対する措置の一環として、平成18年から輸入、21年から輸出を全面禁止。
- 本措置は閣議決定により、平成18年から20年までは半年間、21年以降は1年間、25年及び27年は2年間延長。なお、延長の都度、外為法に基づき、承認を求める件を国会に付議。

『根拠条文：外為法
第十条 我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において、対応措置（中略）を講ずべきことを決定することができる。

2 政府は、前項の閣議決定に基づき同項の対応措置を講じた場合には、当該対応措置を講じた日から二十日以内に国会に付議して、当該対応措置を講じたことについて国会の承認を求めなければならない。（略）』

2. 平成27年における本措置の延長と国会承認について

- 拉致、核、ミサイルといついた諸懸案に対する北朝鮮の対応や、国際社会の動き等日本を取り巻く国際情勢に鑑み、輸出入禁止措置の期限を2年間延長（平成29年4月13日まで。平成27年3月31日閣議決定）。

- 外為法に基づき、当該措置を講じたことにつき承認を求める件を、平成27年通常国会に付議。平成27年8月28日に国会承認済み。